

事後審査型一般競争入札 入札説明書
(工事)

事後審査型一般競争入札については、関係法令および工事ごとの公告に定めるものほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

公告に定めるものほか、以下のとおり。

(1) 紙入札（直接入札）

本工事は、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）および入札書を直接持参し、対面により入札を行う工事である。（滋賀県電子入札システムは利用しない）

2 競争参加資格

競争参加希望者は、本公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地域要件

本公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(2) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 組合が入札した場合において、その組合員でないこと。

エ 本公告に定める本工事の設計業務の受託者でないこと。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。なお、当該書面は、公告で定める受付場所、受付期間および提出方法により提出すること。郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札日の前日までに行い、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合があるので注意すること。

4 確認資料

(1) 提出書類等

入札参加希望者は、次の書類を入札日に公益財団法人滋賀県環境事業公社 浸出水処理棟2階研修室に持

参すること。提出期間等については、公告のとおり。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

ア 誓約書

様式については、公益財団法人滋賀県環境事業公社のホームページにおいて発注者が提示したものを使用すること。なお、誓約書については商号または名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程第44条に該当するものとし、その者の入札を無効とする。

(2) 確認資料の提出

本公告において、確認資料の提出を求めた場合には、入札書の提出期間内に指定の場所に「目録」を鑑にして公告で指定する方法により提出すること。なお、提出後の再提出は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

5 入札手続

入札については、公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程、滋賀県建設工事執行規則および建設工事等入札執行要領により執行する。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める日時・場所に入札書、誓約書を持参すること。対面による入札を行う。なお、郵便入札は認めない。入札書等の様式については、公益財団法人滋賀県環境事業公社のホームページにおいて発注者が提示したものを使用すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 代理人の入札

代理人が入札する場合は、入札書と一緒に委任状を提出すること。この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることはできない。

なお、委任状の様式については、公益財団法人滋賀県環境事業公社のホームページにおいて発注者が提示したものを使用すること。

(4) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札しない場合には、引き続き再入札を行う。

イ 再入札の際には確認資料の提出を不要とする。

ウ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(5) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程第44条の規定に該当する入札

イ 提出資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領に違反した入札

(6) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、入札執行者は、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施し、落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

(7) 落札決定の保留

開札後に(9)の競争参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

(8) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、競争参加資格がないと認められた者は、公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間、提出

場所および提出方法により提出すること。ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(9) 競争参加資格に係る苦情申立て

(8) の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、提出場所等は(9)と同じ。

6 その他

(1) 最低制限価格または調査基準価格

最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格、または低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、落札決定した後に予定価格と同時に公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(2) 契約保証金

ア 公告で「落札金額の10%以上を納付すること」と定める場合

落札金額の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、入札の結果、請負代金額が200万円未満になった場合には免除とすることがある。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結

ア 落札者の決定後、本工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(4) 支払条件

ア 公告において、前金払、中間前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が200万円未満になったときは前金払、中間前金払または部分払を行わない。

イ 中間前金払の取り扱いは「滋賀県公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。

ウ 本公告で余裕期間を設定して実施する工事である場合、工事開始日の16日以前は前金払を行わない。

(5) 現場説明会

行わない。

(6) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

確認資料に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

なお、違反した場合、入札は無効とする。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）または入札書、その他の提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(8) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

(9) 県内下請、県内材料調達の利用促進

- ア 落札者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。
- イ 落札者は、工事材料については、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用し、工事材料の調達についても、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。

以 上